住所　和歌山市有本199番地2
姜文香　昭和52年11月10日生
住所　名古屋市西区南川町291番地
宋綾子　昭和56年11月28日生
住所　奈良県香芝市良福寺137番地1
金敦子　昭和48年5月26日生
住所　京都府向日市寺戸町久々相8番地2
朴勇扶　昭和61年3月18日生
住所　京都府木津川市相楽東戸跡35番地4
朴孝文　昭和58年10月25日生

○厚生労働省告示第四百七十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医療機器として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十一年十一月十七日

厚生労働大臣　長妻　昭

医療機器の名称	予定される使用目的、効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
気管支充填材	外科手術が困難な続発性難治性気胸、気管支瘻（ろう）等の治療	原田産業株式会社　大阪府大阪市中央区南船場二丁目十番十四号	平成二十一年十月二十八日

○農林水産省告示第千五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市鹿野町宮方字奥谷口三四一から三四三まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市田野町字権現山乙三三〇六の一から乙三三〇六の三まで、乙三三一一の三、乙三三一一の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川字三挺弓二八二五の三・二八二五の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る立木の伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字熊路八八〇の五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字熊路八八〇の五（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は択伐による。

字熊路八八〇の五（次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字穴の猿六七二一、六七三二の一・六七三二の五・六七三三・六七四五の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字穴の猿六七三二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　広島県庄原市川西町字境ケ谷一一四の一、一一四の三から一一四の一四まで、字井柳一一三五の一、一一三五の三から一一三五の一〇まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）